

Tax-Account+

第80号
平成25年7月30日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

相続税の税率引き上げ ～平成25年度税制改正(その3)

クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しく下さいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定

COOLBIZ
を実践しています

夏季休暇について

誠に勝手ながら、
8月13日(火曜日)から
8月18日(日曜日)まで
夏季休暇とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。



発行：

株式会社Y&T会計事務所
田沢徳和税理士事務所
〒233-0013
横浜市港南区丸山台2-1-5
第2丸照ビル3階

TEL： 045-847-4810
FAX： 045-847-4811
E-mail: info@tax-account.jp
URL： <http://www.tax-account.jp>

今回は、相続税の基礎控除引き下げについてご案内しました。今回は、同じく相続税の税率引き上げについてです。

下の表をご覧ください。

相続税の税率も、所得税と同じ「超過累進税率」のしくみが入り入れられています。例えば、課税される金額が1,500万円の場合、1,500万円全体に15パーセントをかけるわけではなく、1,500万円のうち、1,000万円までの金額に10パーセント、1,000万円を超えて1,500万円までの金額(500万円)に15パーセントをかけて、最後に金額を合計します。

今回の税率引き上げは、表のすべての税率が書き換えられるわけではなく、「改正後」の黄色の部分、2億円超3億円以下の部分と、6億円超の部分引き上げられます(平成27年1月1日以後の相続から適用になります)。

この改正により、遺産総額から基礎控除を差し引いた金額が6億円を超える場合は、必ず増税になるかということ……必ずしもそうは言えません。

また、6億円を超える遺産を相続する方が増税になるかということ……これも、必ずしもそうとは言えません。

その理由は、相続税額の算出方法にあります。

相続税額を計算する場合、「遺産総額から基礎控除を差し引いた残り」の額を、まず、民法に定める相続分(法定相続分)により按分します(法定相続分については、末尾をご覧ください)。そして、按分した額を下表に当てはめて税額を計算し、その税額の合計が相続税の総額になります。

例えば、法定相続人が子ども4人で、「遺産総額から基礎控除を差し引いた残り」が8億円の場合、子どもの法定相続分は、それぞれ4分の1の2億円となりますから、「課税される金額」が2億円として下記の表にあてはめて計算します。これを4倍した金額(4人分)が相続税の総額になるわけです。

そうすると、「課税される金額」が2億円以下の部分は、今回の改正では影響がありませんから、このケースでは、「遺産総額から基礎控除を差し引いた残り」が6億円を超えていても増税にはなりません。

また、各相続人が納める相続税額は、上記のように算出された相続税の総額を、各相続人が実際に相続する遺産の割合で按分した金額となります(法定相続分は、相続人の中で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません)。つまり、各相続人が実際に取得した遺産額に税率を乗じるというものではないのです。

基礎控除を引き、法定相続分で按分した金額が「2億円超3億円以下」、または「6億円超」となる場合にのみ、影響が生じることとなるわけですから、今回の改正の影響は、遺産額がかなり大きい相続にのみ生じると言えるでしょう。

(法定相続分とは)
A 配偶者と子どもが相続人である場合
配偶者2分の1、子ども(2人以上のときは全員で)2分の1
B 配偶者と直系尊属が相続人である場合
配偶者3分の2、直系尊属(2人以上のときは全員で)3分の1
C 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合
配偶者4分の3、兄弟姉妹(2人以上のときは全員で)4分の1

子ども、直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いるときは、均等に分けた金額が法定相続分となります。

また、A・B・Cで、配偶者がいないときは、それぞれ、子ども、直系尊属、兄弟姉妹のみが法定相続人となります。(上記子ども4人のケースは、Aの「配偶者なし」のパターンです。)

また、A・B・Cで、配偶者がいないときは、それぞれ、子ども、直系尊属、兄弟姉妹のみが法定相続人となります。(上記子ども4人のケースは、Aの「配偶者なし」のパターンです。)

子ども、直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いるときは、均等に分けた金額が法定相続分となります。

また、A・B・Cで、配偶者がいないときは、それぞれ、子ども、直系尊属、兄弟姉妹のみが法定相続人となります。(上記子ども4人のケースは、Aの「配偶者なし」のパターンです。)

また、A・B・Cで、配偶者がいないときは、それぞれ、子ども、直系尊属、兄弟姉妹のみが法定相続人となります。(上記子ども4人のケースは、Aの「配偶者なし」のパターンです。)

現行		税率
課税される金額		
1,000万円以下		10%
1,000万円を超え 3,000万円以下		15%
3,000万円を超え 5,000万円以下		20%
5,000万円を超え 1億円以下		30%
1億円を超え 3億円以下		40%
3億円超		50%

改正後		税率
課税される金額		
1,000万円以下		10%
1,000万円を超え 3,000万円以下		15%
3,000万円を超え 5,000万円以下		20%
5,000万円を超え 1億円以下		30%
1億円を超え 2億円以下		40%
2億円を超え 3億円以下		45%
3億円を超え 6億円以下		50%
6億円超		55%